

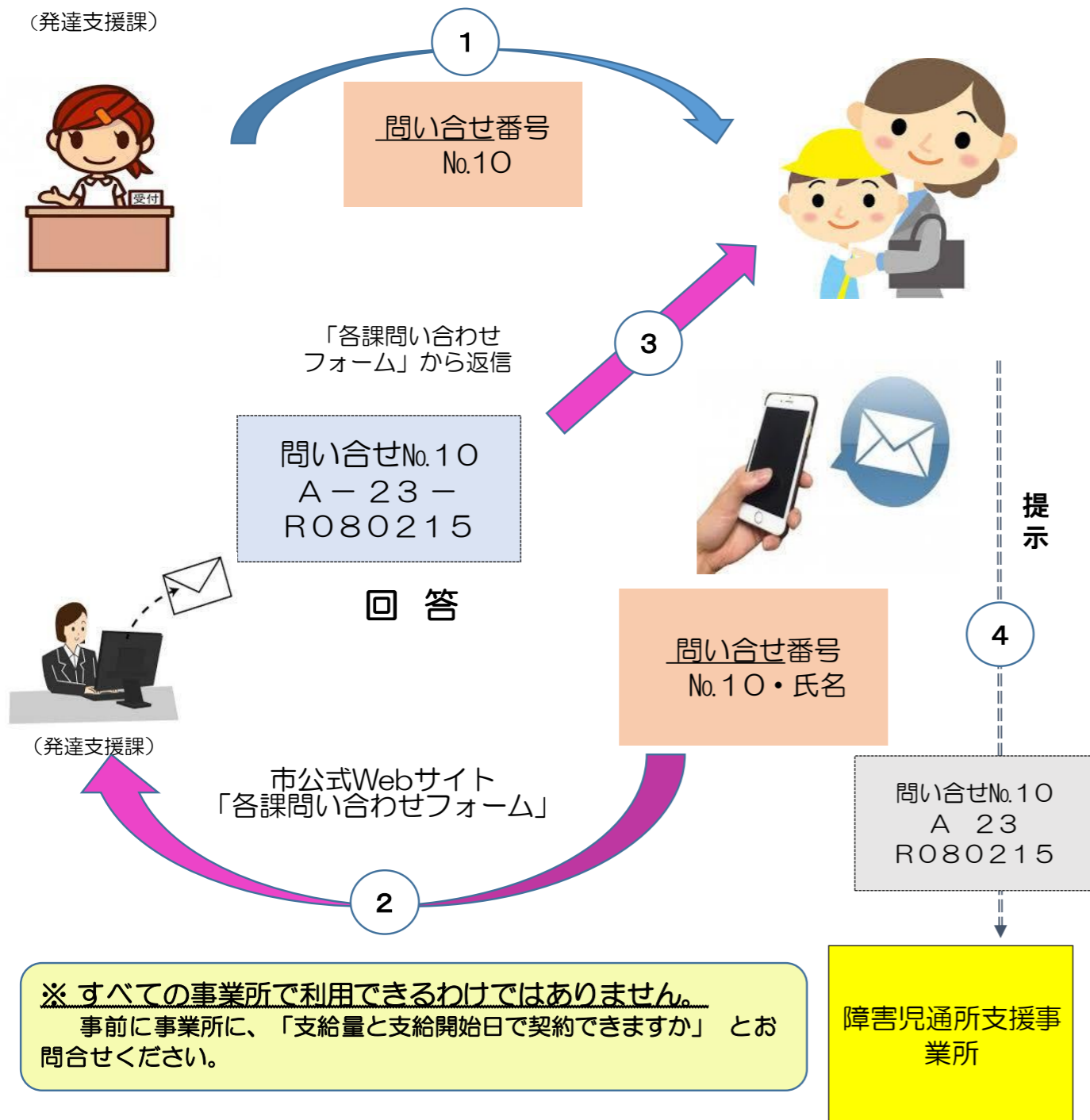
より早くサービスが受けられます

受給者証の発行前にサービスが受けられます。

通常、申請から3週間程度⇒審査後、約3～4日でサービス開始できます。

【手続きの流れ】

(発達支援課)



【手続方法】

利用できる方は受給者証の新規申請を済ませた方のうち、審査が終了した方(審査は原則火曜及び金曜日に実施)が対象となります。

① 問い合わせ番号を確認します。(問い合わせ番号は、新規申請時に窓口で配布します。)



② 市川市公式Webサイト「発行前サービスについて」を開きます。
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7116.html>



ページ内にある **発行前サービスのお申込みはこちら** をクリックしてください。
 ※こども家庭部発達支援課問い合わせフォームが開きます。

『ご投稿の前に』、『ご投稿に関するお願いと注意』をよく読んで、お問合せ内容欄に、下記の様に記入してください。

題名: 受給者証の状況について
本文: 問合せ番号〇〇〇〇、保護者(申請者)名



“回答を希望される方”の欄に、e-mailでの回答、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを入力し、確認後、送信してください。



③後日、発達支援課から回答メールが届きます。

回答例: 問い合わせ番号〇〇〇 - A - 23 - R080215
 ① ② ③

・回答はすべて記号・数字で表します。記号・数字は以下の内容を表します。
 ①の英字は、サービスの種類を表します ⇒ A児童発達支援、B放課後等デイサービス
 ②の数字は、支給量(1カ月のうちサービスが使える日数)を表します
 ③の英字・数字は、支給決定開始年月日(サービスの利用開始可能日)を表します。
 回答例では、
 ① 児童発達支援のサービスを、② 1カ月23日を上限として、③ 令和8年2月15日からサービスが使える という回答です。



④ そのメールを事業所にお見せ下さい。

お問い合わせ先
 市川市 こども家庭部 発達支援課
 住所: 市川市大洲4-18-3
 こども発達センター2階
 電話: 047-370-3561